質問事項１	提供するサービスの第三者評価の実施状況について、誤っているものを選択してください。
解答選択肢	1 提供するサービスの第三者評価を実施した場合は、重要事項説明書に記載する必要がある。 2 提供するサービスの第三者評価を実施していない場合は、重要事項説明書に記載する必要はない。 3 提供するサービスの第三者評価を実施した場合、実施した評価機関の名称を重要事項説明書に記載する必要がある。 4 提供するサービスの第三者評価を実施した場合、評価結果の開示状況を重要事項説明書に記載する必要がある。
対象サービス	居宅介護 / 重度訪問介護 / 同行援護 / 行動援護 / 療養介護 / 生活介護 / 短期入所 / 重度障害者等包括支援 / 施設入所支援 / 自立訓練（機能） / 自立訓練（生活） / 就労選択支援 / 就労移行支援 / 就労継続支援A型 / 就労継続支援B型 / 就労定着支援 / 共同生活援助 / 自立生活援助 / 児童発達支援 / 居宅訪問型児童発達支援 / 医療型児童発達支援 / 放課後等デイサービス / 保育所等訪問支援 / 障害児入所施設（福祉型） / 障害児入所施設（医療型）
正答	2
解説	提供するサービスの第三者評価の実施について、実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況を重要事項説明書に記載する必要があります。

質問事項２	新規採用時研修について、誤っているものを選択してください。
対象サービス	療養介護 / 生活介護 / 短期入所 / 重度障害者等包括支援 / 施設入所支援 / 自立訓練（機能） / 自立訓練（生活） / 就労選択支援 / 就労移行支援 / 就労継続支援A型 / 就労継続支援B型 / 共同生活援助 / 児童発達支援 / 居宅訪問型児童発達支援 / 医療型児童発達支援 / 放課後等デイサービス / 保育所等訪問支援 / 障害児入所施設（福祉型） / 障害児入所施設（医療型）
解答選択肢	1 身体拘束等の適正化の研修を必ず実施する必要がある。 2 虐待防止の研修を必ず実施する必要がある。 3 感染症の予防及びまん延防止のための研修を必ず実施する必要がある。 4 業務継続計画の研修を必ず実施する必要がある。
正答	4
解説	新規採用時の研修で「必ず実施することが必要」と定められているのは、「身体拘束等の適正化」「虐待の防止」「感染症の予防及びまん延防止」のための研修です。

質問事項３	新規採用時研修について、誤っているものを選択してください。
対象サービス	居宅介護 / 重度訪問介護 / 同行援護 / 行動援護
解答選択肢	1 業務継続計画について、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。 2 新規採用時には感染症対策研修を実施することが望ましい。 3 新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。 4 新規採用時には虐待防止の研修を実施することが望ましい。
正答	4
解説	新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要です。

質問事項４	サービス提供記録について、誤っているものを選択してください。
対象サービス	居宅介護 / 重度訪問介護 / 同行援護 / 行動援護 / 生活介護 / 短期入所 / 重度障害者等包括支援 / 自立訓練（機能） / 自立訓練（生活） / 就労選択支援 / 就労移行支援 / 就労継続支援A型 / 就労継続支援B型 / 就労定着支援 / 自立生活援助 / 地域移行支援 / 地域定着支援 / 児童発達支援 / 居宅訪問型児童発達支援 / 医療型児童発達支援 / 放課後等デイサービス / 保育所等訪問支援
解答選択肢	1 サービス提供記録は、後日一括して記録することも差し支えない。 2 サービス提供記録には、提供したサービスの具体的内容を記録しなければならない。 3 サービス提供記録は、利用者の確認を得なければならない。
正答	1
解説	サービス提供記録は、サービスの提供の都度記録する必要があります。

質問事項５	業務継続計画について、誤っているものを選択してください。
解答選択肢	1 「感染症に係る業務継続計画」「災害に係る業務継続計画」の双方を作成する必要がある。 2 感染症及び災害の業務継続計画は一体的に策定することができる。 3 感染症の業務継続計画に係る研修・訓練と、感染症の予防及びまん延防止のための研修・訓練は、一体的に行うことができる。 4 非常災害に備えるための避難訓練と、災害に係る業務継続計画の訓練は、一体的に行うことができる。
対象サービス	居宅介護 / 重度訪問介護 / 同行援護 / 行動援護 / 療養介護 / 生活介護 / 短期入所 / 重度障害者等包括支援 / 施設入所支援 / 自立訓練（機能） / 自立訓練（生活） / 就労選択支援 / 就労移行支援 / 就労継続支援A型 / 就労継続支援B型 / 就労定着支援 / 共同生活援助 / 自立生活援助 / 地域移行支援 / 地域定着支援 / 特定相談支援 / 児童発達支援 / 居宅訪問型児童発達支援 / 医療型児童発達支援 / 放課後等デイサービス / 保育所等訪問支援 / 障害児入所施設（福祉型） / 障害児入所施設（医療型） / 障害児相談支援
正答	4
解説	災害に係る業務継続計画の訓練においては、災害が発生した後の役割分担の確認等業務継続計画に基づき実施してください。

質問事項６	就労継続支援事業所における支援のあり方として、正しいものを選択してください。
解答選択肢	1 ｅスポーツや植物の水やりを１日数回行うだけの活動等を、生産活動として提供する。 2 時給として賃金・工賃を支払っている場合は、利用者に支払った賃金・工賃総額を生産活動における収入とみなすことができる。 3 就労継続支援は、対面での支援が原則である。 4 「昼食費無料」「１日来たら〇〇円」とホームページ等で利用者を誘引する。
対象サービス	就労継続支援A型 / 就労継続支援B型
正答	3
解説	一般就労に必要な能力向上が見込まれるか、安定した生産活動収入が得られるか等の観点が、公費による就労支援の生産活動の適性を判断するポイントとなります。また、原則として自立支援給付を工賃や賃金に充ててはいけません（事業所持ち出しは不可・ただし災害時等は除く）。在宅支援は、あくまで重度障害者で通所が困難であり、本人が希望し、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市が判断した場合に認められるものです。

質問事項7	秘密保持等について、誤っているものを選択してください。
解答選択肢	1 事業者は、退職後も秘密を保持すべき旨を従業者と取り決めるなどの措置を講じなければならない。 2 単発アルバイトとして勤務する従業者については、継続的な雇用関係がないため秘密保持に関する措置は不要である。 3 個人情報の利用目的について説明し同意を得ている範囲内で、サービス担当者会議等において個人情報を使用することができる。 4 利用者の家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ当該家族の同意を得ておく必要がある。
対象サービス	居宅介護 / 重度訪問介護 / 同行援護 / 行動援護 / 療養介護 / 生活介護 / 短期入所 / 重度障害者等包括支援 / 施設入所支援 / 自立訓練（機能） / 自立訓練（生活） / 就労選択支援 / 就労移行支援 / 就労継続支援A型 / 就労継続支援B型 / 就労定着支援 / 共同生活援助 / 自立生活援助 / 地域移行支援 / 地域定着支援 / 特定相談支援 / 児童発達支援 / 居宅訪問型児童発達支援 / 医療型児童発達支援 / 放課後等デイサービス / 保育所等訪問支援 / 障害児入所施設（福祉型） / 障害児入所施設（医療型） / 障害児相談支援
正答	2
解説	事業者は、従業者の雇用形態にかかわらず、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密が保持されるよう必要な措置を講じなければなりません。単発アルバイトや短時間勤務の従業者であっても秘密保持の対象となります。また、退職後についても秘密保持が図られるよう必要な措置を講じる必要があります。